

5 清熱劑

定義

熱証を治療する方劑を清熱劑と稱している。八法中の清法を行う方劑である。

熱証には大別して実熱と虚熱とがある。

実熱は外感病で正氣と邪氣が抗争する過程で、邪正斗争が旺んなもの、或は内傷で氣血が過剰で、強い熱を發するものである。実熱が表に在るものは解表劑の章でみたように、温病衛分証であり、辛涼解表劑を用いて治療する。実熱が裏に在るもののうち傷寒の陽明腑証、或は温病で病が陽明腑（胃、大腸）に在るものは瀉下劑の章でみたように承氣湯類を用いて攻下する。それ以外の実熱は一般に苦寒の劑を用いて清熱瀉火をはかる。

虚熱とは陰虛火旺、即ち身体の消耗や栄養不良（陰血損耗）により津液が欠損して熱証を發するもので、甘涼清潤の劑を用いて治療する。

「寒ナル者ハ之ヲ熱シ熱ナル者ハ之ヲ寒ス。温ナル者ハ之ヲ清シ清ナル者ハ之ヲ温ム」（『素問』運氣、至真要大論 第七十四）とあるのが清熱瀉火の治法の原点である。

清熱劑の種類

日常用いられる清熱劑は大きく分けて、次のようにすると理解し易い、即ち、

- (1) 氣分に在る熱を清す氣分清熱劑。
- (2) 熱邪が更に深く、時には營分血分にも及び症状も烈しいものを治す清熱（瀉火）解毒劑。
- (3) 熱が湿邪と結びついたり、或は元來痰飲が盛んであった者が熱に侵された場合を治す清熱利湿劑。
- (4) 熱が特定の臟腑に偏在して盛になっているものを治す臟腑清熱劑。
- (5) 陰虛火旺による虚熱の証を治す清虚熱劑。

衛氣營血について

清熱剤は熱邪が衛分、気分、営分、血分のどの深さにあるかによって用いられる方剤が異なる。従って衛氣營血についての定義を明確にしておく必要がある。

(1) 人体の生理作用に於ける衛氣營血

原典の記述の抜粋

『素問』生氣通天論 第三

「陰ハ精ヲ蔵シテ亟ヲ起ス也。陽ハ外ヲ衛シテ固メヲ爲ス也」

(陽は外、陰は内)

同、陰陽応象大論 第五

「陰ハ内ニ在リテ陽ノ守リ也、陽ハ外ニ在リテ陰ノ使也」(陰は營血、陽とは衛氣を指す)

同、経脈別論 第二十一

「食氣胃ニ入レバ、精ヲ肝ニ散ジ、氣ヲ筋ニ淫ス。食氣胃ニ入り、濁氣ハ心ニ帰シ精ヲ脈ニ淫ス。脈氣經ヲ流レ、經氣ハ肺ニ帰ス」

「飲胃ニ入レバ精氣ヲ游溢シ、上リテ脾ニ輸ス。脾氣ハ精ヲ散ジ上リテ肺ニ帰シ、水道ヲ通調シ、下リテ膀胱ニ輸ス」(飲食物消化吸收のメカニズム)

『靈樞』營衛生会篇 第十八

「人ハ氣ヲ穀ニ受ク。穀胃ニ入リテ以テ肺ニ伝与ス。五臟六腑皆以テ氣ヲ受ク。其ノ清ナル者ハ營ト為シ、濁ナル者ハ衛ト為ス。營ハ脈中ニ在リ。衛ハ脈外ニ在リ。營ハ周シテ休マズ」

(衛營ノ生成)

以上の記述やその他の記載により、衛氣營血を定義すると、

衛 飲食を摂取して得られた水穀の精微が腎精と脾の力で肺に上輸されて形成される。体表に在って、腠理(毛孔)の開閉を調節し、皮膚を守って病邪の侵入を阻止する。この働きを「衛」という。

氣 呼吸と水穀の精微から得られた後天の氣と、腎に貯えられ